

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第15次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
507	「投資・経営」（高度人材に係るもの以外）及び「技術」「人文知識・国際業務」の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）別表第2	平成21年通常国会までに関係法案提出	在留資格「投資・経営」（直接事業に投資し経営をする外国人、高度人材に係るもの以外）、「技術」、「人文知識・国際業務」（資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員）の在留期間を最長5年間とすることについては、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 なお、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。	全国で実施	一度に付与し得る在留期間の上限を3年から5年に引き上げることを内容とする入管法等の改正法が成立し、平成21年7月15日、法律第79号として公布された。	法務省
910	保育士養成等の授業等開設方法の緩和	指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	平成20年度中に結論	保育士が乳幼児に直接接し、その保育を行う者であることを踏まえ、保育士の養成課程として専修学校の通信教育を活用することの可否及び指定基準のあり方について検討し、平成20年度中に結論を得る。	全国で実施	平成21年2月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について」を発出し、従来大学、短大に限定されていた保育士養成課程における通信課程の設置を専修学校においても認めることとした。	厚生労働省